

- ✓ **新たな類型としての「（仮称）法第23条第1項適用除外情報」について**
 - 制度的枠組みにより提供者及び受領者が個人情報及びプライバシーの保護を実現することが前提であるが、現時点では、制度的枠組みが不明確。
 - 更なる制度的枠組みを踏まえ、類型の範囲やそのための技術的要件等についての具体的な議論が可能と史料。

- ✓ **立法措置を前提とした「合理的な技術的匿名化措置」について**
 - 親会の依頼をもとに、いわゆる「F T C 3要件」を念頭にした検討の詳細化。
 - 仮に「F T C 3要件」類似の制度を採用する場合には、提供者の約束や受領者の契約上の義務が実効的に実施される担保的な措置等の技術的な検討が必要。

- ✓ **ユースケースなどを想定した詳細検討**
 - 取り扱う個人情報に含まれる属性情報の種類や利用の目的等を個別に判断することで、個別の事情に見合った合理的な匿名化の措置を行うことは不可能ではないが、詳細は議論できなかつた。これは第三者提供される情報の種類や利用の目的等を明確ではなかつたためである。今後、これらの情報が明確になつた後に詳細な議論が必要であらう。